

物品の調達について、次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

なお、この公告による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものです。

平成28年5月24日

奈良県知事 荒井正吾

第1 競争入札に付する調達の内容

1 入札物件

奈良県税務総合システム用端末機器及び顔認証システム用機器等の借入れ

2 入札物件の数量及び特質

奈良県税務総合システム用端末機器及び顔認証システム用機器等 一式
詳細は、入札説明書によります。

3 借入期間

平成28年10月1日から平成33年9月30日まで

4 納入場所

奈良市登大路町30 奈良県情報管理棟マシン室（県庁情報管理棟2階）

奈良市登大路町30 奈良県情報管理棟電算室（県庁情報管理棟1階）

奈良市登大路町30 奈良県総務部税務課（県庁主棟4階）

奈良市法蓮町757 奈良県奈良県税事務所（奈良県奈良総合庁舎）

橿原市常盤町605-5 奈良県中南和県税事務所（奈良県橿原総合庁舎）

大和高田市片塩町12-5 奈良県中南和県税事務所高田窓口センター（大和高田市市民交流センター）

吉野郡吉野町上市133 奈良県中南和県税事務所吉野窓口センター（吉野町中央公民館）

大和郡山市満願寺町60-1 奈良県自動車税事務所（奈良県郡山総合庁舎）

大和郡山市額田部北町981-8 奈良県自動車税事務所自動車税第二課（（株）奈良県自動車会館）

5 入札方法

入札は、1か月当たりの借入金額（物件の搬入、設置、調整等に係る経費、操作等の説明又は教育に要する経費、技術サポート及び保守に要する経費並びに動産総合保険の加入に要する経費を含みます。）で行います。落札決定に当たっては、入

札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

第2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる(1)から(5)までのいずれにも該当する者が、この入札に参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者で、営業種目〇1賃貸業務に登録をしている者であること。

なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、次に示す場所に資格審査の申請を行ってください。

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県会計局総務課調達契約係（県庁主棟1階）

電話番号（代表）0742-22-1101 内線4718

- (3) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。
- (4) 過去2年間に国又は地方公共団体とこの公告と同等と県が認める2以上の契約を締結し、その全てを誠実に履行した実績のある者であること。
- (5) この公告に示した調達物品の規格に合致した物品及び数量を確実に納入し得る者であって、かつ、当該借入物品に関し、各種設置・設定作業、迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されている者であること。

第3 契約条項を示す場所等

- 1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所、契約を担当する部課等の名称及び問い合わせ先

〒630-8501 奈良市登大路町30

奈良県総務部税務課管理係

電話番号 ０７４２－２７－８３６４（ダイヤルイン）

２ 入札説明書の交付方法等

(1) 交付方法

ア １に示す場所における交付

イ 奈良県総務部税務課の入札・公募情報のホームページからのダウンロード

<http://www.pref.nara.jp/11747.htm>

(2) 交付期間

平成２８年５月２４日（火）から同年６月３日（金）まで（(1)のアに示す方法による場合は、日曜日及び土曜日を除く日の午前９時から午後４時３０分まで（正午から午後１時までを除きます。）に限りします。）

３ 入札説明会の開催

実施しません。

４ 入札の場所等

(1) 場所 奈良県中小企業会館会議室（４）（奈良市登大路町３８－１）

(2) 日時 平成２８年７月８日（金）午前１０時

５ 郵便による入札

入札書は、郵便で差し出すことができます。この場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「奈良県税務総合システム用端末機器及び顔認証システム用機器等の借入れに関する入札書」と朱書して、平成２８年７月７日（木）までに１に示す場所に到着するようにしてください。

第４ その他

１ 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

２ 入札保証金

免除します。

３ 契約保証金

契約の相手方は、落札価格の１００分の１０に相当する額の契約保証金を納付するものとします。ただし、奈良県契約規則（昭和３９年５月奈良県規則第１４号）第１９条に定めるところによります。

４ 入札時に要求される事項

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示すとおり、第2の(4)及び(5)に関し、適合規格承認申請をするとともに、この公告と同等と県が認める2以上の契約に係る契約履行実績証明書、調達物品の規格に合致した物品及び数量を確実に納入し得ることを証明する書類等を所定の日時までに提出しなければなりません。

なお、入札参加者は、平成28年7月7日（木）までの間において、奈良県から提出書類等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければなりません。

- (2) (1)の提出書類等に基づき第2の(4)及び(5)の規定に該当すると認められる者を入札参加者とします。
- (3) 入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。
- (4) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

5 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、奈良県契約規則第7条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

6 契約書作成の要否

要します。

7 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

8 調達手続の停止等

この調達に関する苦情申立ての処理手続において、契約の締結若しくは執行を停止し、又は契約を解除する場合があります。

9 手続における交渉の有無

有（入札説明書で示す適合規格承認申請の手続が必要です。）

10 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 落札者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。））、支配人及

び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）

）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。

- (2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3)及び(4)に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）に当たって、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る下請契約等に当たって、(1)から(5)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（(6)に該当する場合を除きます。）において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

11 契約の解除

契約締結後、契約者について10の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、10の(1)、(3)、(4)及び(5)中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

12 その他

詳細は、入札説明書によります。

第5 Summary

- 1 Nature and estimated quantity of the service to be procured: Renting of electronic computer and other equipments for Nara Prefectural Government
- 2 Time Limit of Tender(by hand): 10:00 a.m., July 8, 2016
- 3 Time Limit of Tender(by mail): July 7, 2016
- 4 Contact point for the notice: Taxation Division, General Affairs
Department, Nara Prefectural Government
30 Noborioji-cho, Nara City, Nara Pref. 630-8501 Japan
Phone: 0742-27-8364(direct line)